

2018年2月6日

「アムンディ・ダブルウォッチ」 足元の運用状況および今後の運用方針について

アムンディ・ジャパン株式会社

米国の金利の上昇をきっかけに、2月2日、5日と2日連続で世界的に株価が大きく下落し、日本株式市場では6日も引き続き大きく下落しました。それに対して国債市場では、投資家の質への逃避の動きを受け、5日の海外金利は低下（国債価格は上昇）しました。

本レポートでは、「アムンディ・ダブルウォッチ」（以下、当ファンド）の運用委託先であるアムンディ アセットマネジメントの足元の運用状況および今後の運用方針についてご報告いたします。

【基準価額の変動は極めて限定的】

◆フロア水準を意識し分散を重視した運用スタンスにより、株式市場の急落の影響は受けているものの、その影響度合いは極めて限定的でした。

ダウ平均株価が2月2日と5日の2日間で合計7%の下落、また日経平均株価も2月5日と6日の2日間で合計7%を超える下落となるなか、2月6日の当ファンドの基準価額は10,338円となっており、2月5日を含めた2日間の変動は-0.75%にとどまりました。

【フロア水準について】

◆フロア水準は、日々の基準価額の最高値の90%です。足元のフロア水準は9,433円となっており今回の基準価額の下落による変動はありません。

市場環境について

昨年来、世界的に株価や原油価格等が上昇し、投資家心理に高値警戒感が生まれやすくなっているため、投資家の利益確定売りが出やすい状況となっていました。また、今年1月中旬以降は、長期金利の指標である米国の10年国債利回りが2017年で最も高い利回りとなった3月の2.607%を上回り上昇基調を強めるなか、FRB（米連邦準備理事会）の金融

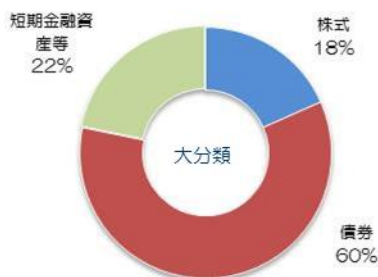
政策への注目が集まってきました。2月2日に発表された1月の米雇用統計は、賃金が前年比で2009年6月以来の大幅な伸びとなったことを受け、欧米債券市場では国債利回りが上昇（国債価格は下落）し、欧米株式市場は大きく下落しました。翌5日になっても株式市場の動揺は収まらず、日本、欧州、米国の株式市場は大幅続落となりました。しかし欧米の国債利回りは投資家の質への逃避の動きを受け、特に米国国債で大きく利回りは低下（国債価格は上昇）しました。6日の日本株式市場でも、日経平均株価の下げ幅は一時1,600円を超えるなど、株式市場は引き続き不安定な動きを示しています。

運用状況について

当ファンドは、フロア水準を意識し資産、国・地域などの分散を重視した運用姿勢で投資を行っています。

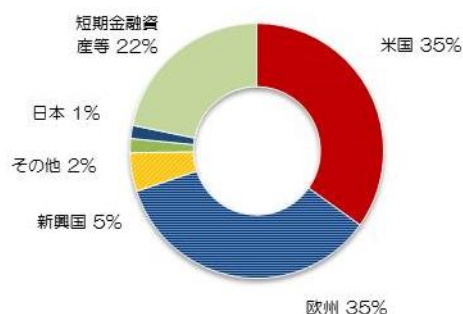
ファンドでは、株価の急落等に対する備えとして、米国国債を一定水準保有していたため、今回の株式市場の下落によるファンドの基準価額への影響は軽微にとどまりました。

【資産別配分比率 速報ベース】



【国・地域別比率 速報ベース】

(2018年1月31日時点)



資産（中分類）	比率
先進国株式	17%
新興国株式	1%
先進国国債	20%
新興国国債	3%
グローバル投資適格社債	31%
グローバルハイイールド社債	7%
短期金融資産等	22%
合計	100%

・「短期金融資産等」は、現金を含みます。主に日本円であり、一部その他資産も含まれます。

今後の市場見通しと運用方針について

足元では市場は混乱しているものの、1月は欧米ともに良好な経済指標が発表されていることもあり、株式市場全般については強気な見通しを維持しています。

そのような見通しから、安全資産として米国国債を一定割合保有しつつ、株式の組入比率は18%台を維持しています。なかでも欧州株式は、堅調な経済を背景に、米国株式よりは上昇余地が大きいものとみて、比較的高い組入比率としています。

社債に関しては、世界経済が 2017 年および 2018 年に 3%成長と予想されることは市場にとってプラス要因です。欧米の発行体企業の破たんリスクは引き続き低くとどまることも、投資家が社債に対して強気を維持する一因となっています。こうした点から、当ファンドでは投資適格債およびハイイールド債ともに欧州も含め、グローバルに引き続き強気にみえています。

設定来の基準価額の推移 (2016年1月29日~2018年2月6日)



・基準価額は信託報酬控除後です。

・フロア水準は、日々の基準価額の最高値の 90%です。(設定時(2016年1月29日)のフロア水準は、9,000 円です。)

※ フロア水準は、運用上、基準価額がこれを下回らないように目標とされる水準であり、基準価額がフロア水準を下回らないことを委託会社が保証するものではありません。

ファンドの目的

ファンドは安定した収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

ファンドの特色

- ① 日々の基準価額の最高値の90%を「フロア水準」とし、基準価額の下落を「フロア水準」までに抑えた運用を目指します。
 - 設定時のフロア水準は9,000円です。
 - 基準価額が最高値を更新する毎に、フロア水準も上昇し、一旦上昇したフロア水準は下がりにません。
 - ただし、基準価額がフロア水準以下に下落した場合には、円建の短期金融資産等を中心とした安定運用に切り替えを行い、繰上償還します。
- ② 世界の株式、債券および短期金融資産など、さまざまな資産への資産配分を機動的に変更することにより、基準価額の下落を抑え、安定的な収益の獲得を目指します。
 - 上記資産の他、不動産投資信託証券にも投資する場合があります。
 - 各証券に関連する上場投資信託証券（ETF^{※1}）を通じた投資が中心となります。
 - 経済見通し、市況動向や投資対象資産の特性などを勘案した上で、最適な投資比率を決定します。
 - 組入外貨建資産については、機動的に為替ヘッジ^{※2}を行います。
 - 株式、債券および金利の指数等の先物取引等を行う場合があります。
 - 運用の指図の権限は、アムンディ アセットマネジメントに委託します。

※1 Exchange Traded Fundの略で、取引所に上場、主に株価指数等の特定の指標への連動を目指す投資信託です。

※2 為替ヘッジを行うことを基本としますが、一部ヘッジを行わない場合もあります。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。◆

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

投資リスク

ファンドは、主として世界の株式、債券、不動産投資信託証券（関連する証券（上場投資信託証券等）を含みます）等の値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません。**ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割込むことがあります。**ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

基準価額の変動要因としては、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、資産等の選定・配分リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。なお、基準価額の変動要因（投資リスク）はこれらに限定されるものではありません。また、その他の留意点として、一定水準（「フロア水準」）に関する留意点、ファンドの繰上償還に関する留意点、分配金に関する留意点等があります。詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）の「投資リスク」をご覧ください。

＜お申込みの際には、必ず投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。＞

当資料のお取り扱いについてのご注意

■当資料は、法定目論見書の補足資料としてアムンディ・ジャパン株式会社を作成した販売用資料であり、法令等に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの購入のお申込みにあたっては、販売会社より投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、お受取りの上、内容は投資信託説明書（交付目論見書）で必ずご確認ください。なお、投資に関する最終決定は、ご自身でご判断ください。■当資料は、弊社が信頼する情報に基づき作成しておりますが、情報の正確性について弊社が保証するものではありません。また、記載されている内容は、予告なしに変更される場合があります。■当資料に記載されている事項につきましては、作成時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果を保証するものではありません。また、運用成果は実際の投資家利回りとは異なります。■投資信託は、元本および分配金が保証されている商品ではありません。■投資信託は値動きのある証券等に投資します。組入れた証券等の値下がり、それらの発行者の信用状況の悪化等の影響による基準価額の下落により損失を被ることがあります。したがって、これら運用により投資信託に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆様へ帰属いたします。■投資信託は預金、保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象とはなりません。■投資信託のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	ユーロネクストの休業日、フランスの祝休日のいずれかに該当する場合、または12月24日である場合には受け付けません。
申込締切時間	詳しくは販売会社にお問合せください。
換金制限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込受付を取消すことができます。
信託期間	2026年9月4日までとします。（設定日：2016年1月29日）
決算日	年1回決算、原則として毎年9月5日です。休業日の場合は翌営業日とします。
収益分配	原則として毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 販売会社によっては分配金の再投資が可能です。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。有価証券届出書作成日現在の料率上限は 2.16%（税抜2.0%） です。詳しくは販売会社にお問合せください。
信託財産留保額	ありません。

投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬）	信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し 年率1.296%（税抜1.20%） を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支払います。委託会社の報酬には、アムンディアセットマネジメントへの投資顧問報酬（投資信託財産の純資産総額に年率0.57%以内を乗じて得た金額）が含まれています。 ◆上記の運用管理費用（信託報酬）は有価証券届出書作成日現在のものです。
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として下記の費用等が投資者の負担となり、ファンドから支払われます。 ・有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用 ・信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用等を含みます。） ・投資信託財産に関する租税 等 ※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

委託会社、その他の関係法人	委託会社：アムンディ・ジャパン株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第350号 加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会 受託会社：株式会社りそな銀行（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社） 販売会社：販売会社につきましては、巻末をご参照ください。
ファンドに関する照会先	アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン 0120-202-900（フリーダイヤル） 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス： https://www.amundi.co.jp/

販売会社一覧（業態別・五十音順）

金融商品取引業者等		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人投資信託協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社SB証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○			○	○
静銀ティーエム証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第10号	○				
七十七証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長（金商）第37号	○				
とうほう証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長（金商）第36号	○				
八十二証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第21号	○		○		
浜銀TT証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第1977号	○				
百五証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第134号	○				
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第152号	○				
ほくほくTT証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長（金商）第24号	○				
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第165号	○		○	○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○		○	○	○
株式会社足利銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第43号	○			○	
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第6号	○			○	
株式会社 滋賀銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第11号	○			○	
株式会社四国銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第3号	○				
株式会社静岡銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第5号	○			○	
株式会社七十七銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第5号	○			○	
株式会社常陽銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第45号	○			○	
株式会社第四銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第47号	○			○	
株式会社千葉銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第39号	○			○	
株式会社東京スター銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第579号	○			○	
株式会社東邦銀行	登録金融機関	東北財務局長（登金）第7号	○				
株式会社八十二銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第49号	○			○	
株式会社百五銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第10号	○			○	
株式会社百十四銀行	登録金融機関	四国財務局長（登金）第5号	○			○	
株式会社広島銀行	登録金融機関	中国財務局長（登金）第5号	○			○	
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第1号	○			○	
株式会社三井住友銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第54号	○			○	○
株式会社みなと銀行	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第22号	○			○	
株式会社横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第36号	○			○	